

北海道自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会
編集兼発行人 酒井勝也
札幌市東区北三〇東一(郵便番号055-0033)
電話(011)721-1145・四七七八
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部 三〇〇円(会費には無料で配布しています)

ワーストワン連続回避! 道内交通事故死者数 三〇〇人を切る

平成十八年の道内交通事故死者数は二七七人で、昭和二十八年以来実に五三年ぶりに三〇〇人を切った。前年比マイナス二五人と、統計を取り始めてから初めて、「六年連続して減少」ワーストワンを二年連続で「返上」することができた。

統計を見ると、北海道内の交通事故死者はピーク時の昭和四十六年の八八九人から徐々に減少、平成十四年に五〇〇人を割ってからは大幅に減少し、昨年は、ついにピーク時の三分の一にまでなった。また、昨年は、

事故発生件数(二四一七件減の二六九六七件)、死者数、負傷者数(一九六九三人減の三三六九六六)の全てが減少した。

一方で、全国の交通事故死者数は前年比五一九人減の六三三二二人。発生件数と負傷者数もそれぞれ四七〇〇件、五八〇〇人減少している。都道府県別死者数は、昨年に引き続きワーストワンが愛知県で三三八人(前年比一三人減)、続いて北海道二七七人(同二五減)、千葉県二六六人(同三九減)、埼玉県

二六五人(同五七減)、東京都二六三人(同二六減)となった。事故の特徴としては、二五歳以下と六五歳以上の死亡事故の減少が目立つ。

違反別統計から、二五歳以下のスピード違反による死亡事故が大幅に減っていることが要因のひとつのようだ。飲酒運転による事故も平成十七年の六五四件から、五一三件と減少したが、北海道は取り締まりが強化されたにも関わらず、十七年よりも一人多い二六人だった。

北海道では平成十七年から官民一体となって四大キャンペーンを行っている。

- スピードダウンによる安全運転
- 高齢者の事故防止
- シートベルトの着用とチャイルド

「中型免許」 六月二日からスタート!

昨今、輸送の効率化等から車両の軽量化、ロングボディ化が進み、車両総重量五トン程度の普通貨物自動車の車長は、一昔前の大型貨物自動車の車長とほぼ同じとなってきています。

しかしその反面、これらの自動車の運転に必要な知識や技能などの不足が原因と思われる交通事故が多発している現状を受け、平成十九年六月二日より中型自動車免許が施行されることとなりました。

従来の普通車と大型車という二つの区分の間に中型車加わり、これに対応する免許として、「中型免許」「中型第二種免許」及び「中型仮免

現行	
区分	普通免許
自動車の種類	普通自動車
車両総重量	8トン未満
最大積載量	5トン未満
乗車定員	10人以下
受験資格	18歳以上

改正後		
区分	普通免許	中型免許
自動車の種類	普通自動車	中型自動車
車両総重量	5トン未満	5トン以上11トン未満
最大積載量	3トン未満	3トン以上6.5トン未満
乗車定員	10人以下	11人以上29人以下
受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上

「許」が新設されます。改正前・改正後の免許区分は以下の通りです。ただし、現行の普通免許を受けている人については、既得権として改正後でも運転できる自動車の範囲に

変更はありません。このように、改正前後では運転できる自動車の範囲(大きさ)が異なることから、事前によく検討・把握しておく必要があります。

クルマの
変更手続・移転手続は
お済みですか?

今後、安全な運転に必要な知識・技能をより高いレベルで習得した新規免許取得者が増加することで、大型・中型自動車の交通事故の抑止が期待されることと見られます。

登録手続き適正に! 引越したらクルマも手続き

引越して多くの人は住民票の移動は直ぐに手続きをしますが、自動車の変更手続きは必ずしも遵守されていません。引越しても変更登録をしないユーザーや、自動車を譲渡しても移転登録を怠っているユーザーが居ることから、国土交通省と自動車登録等適正化推進協議会では、総務省、警察庁の協力を得て、「引越して住所が変わったら住民票の手続きだけではなく、クルマの変更手続きもしましょう」と自動車ユーザーに、適正な登録を呼びかけている。

自動車の登録制度は、流通や行政の基礎となる制度で、所有権の公証という役割の他に、税務、警察など各種行政の制度的インフラとなっており、実際の登録内容と実態が合致しなければならぬ重要なもの。このことから、道路運送車両法では、所有者の住所が変わったら変更登録の手続きを、所有者の名義が変わったら移転登録の手

続きを十五日以内に行うよう義務付けている。また軽自動車でも同様に、住所や名義を変更したら記載事項変更の手続きをする必要がある。自動車登録等適正化推進協議会では、特にこの時期、転勤や就職による引越時期を迎えることから、これらに関わるリーフレットを都道府県、市区町村、警察の窓口等へ重点的に配布して、「新しい生活スタイル!住所変更した時、クルマの変更手続き・移転手続きはお済みですか?」と、適正な手続きを訴える中、希望ナンバー制度も併せて紹介、変更・移転の手続き等、適正化推進への啓発活動を行っている。

飲酒事故追放
がキャンペーンの内容である。死者数減少にはこのキャンペーンも大きな効果を発揮していると思われる。今年もキャンペーンは継続される。三年連続ワーストワン回避に向けて、道民一人一人の努力も問われる。

平成19年
春の全国交通安全運動
実施期間
5月11日(金)~5月20日(日)
毎月15日は「道民交通安全の日」

TOYOTA トヨタレンタリース

ビジネス戦力ここにあり!!

長期のご利用の場合はカーリースをどうぞ

全国のお問い合わせはこちら
0070-8000-10000
ホームページ: www.toyota.co.jp/rent/

取扱車種 トヨタ全車種・トヨタフォークリフト・ダイハツ自動車軽・日野自動車4t以上

本社・旭川店	〒071-8154	旭川市東鷹栖4線10号	TEL(0166)57-0100	富良野店	〒076-0025	富良野市日の出町2番15号	TEL(0167)23-2100
旭川駅前店	〒070-0030	旭川市宮下通9丁目	TEL(0166)23-0100	深川店	〒074-0022	深川市北光町3丁目(旭川トヨタ内)	TEL(0164)23-0100
忠和店	〒070-8044	旭川市忠和4条6丁目	TEL(0166)61-0100	留萌店	〒077-0025	留萌市野本町64番地	TEL(0164)43-0100
大雪通り店	〒078-8216	旭川市6条通18丁目	TEL(0166)34-0100	稚内店	〒097-0022	稚内市中央2丁目	TEL(0162)22-0100
旭川空港前店	〒071-1562	旭川市東条町10番162	TEL(0166)83-3701	稚内空港店	〒098-6642	稚内市大字声問村字声問	TEL(0162)29-3100
名寄店	〒096-0011	名寄市西1条南10丁目	TEL(01654)3-0100	利尻店	〒097-0101	利尻富士町鷺泊字港町200番地	TEL(0163)89-2300
士別店	〒095-0029	士別市大通西18丁目(旭川トヨタ内)	TEL(0165)23-2100	利尻文	〒097-1201	利尻文町香深	TEL(0163)86-1117



第307号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

第52回 通常総会を開催

(社)旭川地方自家用自動車協会

(社)旭川地方自家用自動車協会は、二月二十八日午後三時から旭川グランドホテルに於いて、北海道運輸局旭川運輸支局長を始め、北海道警察旭川方面本部、旭川中央警察署、旭川東警察署等関係者多数のご臨席を得て、第五十二回通常総会を開催いたしました。

開会に先立ち、昨年十一月四日急逝した石井専務理事に対し、参加者全員で黙祷をささげ、来賓を代表して蛭名博明北海道運輸局旭川運輸支局長より、「日頃、自動車検査・登録等運輸行政に対するご理解、ご協力をいただき感謝する」、また、佐藤清北海道警察旭川方面本部交通課長より、「交通事故防止と交通安全対策に対する謝辞と、今後交通事故死亡事故全国一返上を定着させ昨年より一人でも減少させたい」との挨拶がありました。このあと、議案の審議に入り平成十八年度の事業報告及び収支決算報告を承認した。

次に、平成十九年度の事業計画案並びに収支予算案を審議し、いずれも満場一致で承認されました。今年度は定款変更に伴った新会員制度後初めての総会でありましたが、滞ることなく終了いたしました。

平成十八年度事業概況

第五十二回通常総会にあたり、会員の皆様には協会事業活動に対しまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成十八年度我が国の経済情勢は、全体として景気が堅調に回復し、成長率は低いながらも「いざなぎ景気」を超え、戦後最長となったことは大変喜ばしい限りであります。しかしながら、先行きの見えない不安材料も少なくなく、地域格差や企業格差所得格差などの影響なのか、この道北地域では、いまだ景気回復を実感できない状況が続いております。

今年度協会の取組としては、公益法人制度の抜本的改革等に基づき、定款を標準モデル定款に進ずるべく改正を行うとともに、会員制度を正

会員・賛助会員等で構成する新会員制度に変更し、運用を開始しました。

また、業務体系の見直しを諮り、行政書士事務所等の整備などを行い、より幅広く利用出来るようにいたしました。

今後の課題としては、公益法人制度の改革があります。改革関連法案が公布され、平成二十年に施行予定となっており、公益法人運営上の具体的指針はまだ示されておりません。今後、公益社団法人として認定されるための適切な対応を図ってまいります。

以上、社団法人旭川地方自家用自動車協会は、公益法人としてユーザーの視点に立ったサービス、交通事故防止等交通安全運動の推進、人と自然環境に優しいクルマ社会を目指す

一、会員の消長

公益法人である協会は、組織の充実強化を図る上で会員の消長が最も重要な課題であることは申すまでもありません。

本年二月の総会において、国土交通省の行政改革に関するガイドラインに基づく公益法人制度の抜本的改革等により、定款を「標準モデル定款」に準じ変更を行うとともに、条項を新定款に充足すべく正会員及び賛助会員等で構成する会員制度に変更しました。その結果、新たに会員申込みがあったのは正会員一、二九名、

賛助会員一八六名合わせて三二五名にとどまりました。

二、優良運転者表彰事業の実施
協会は、会員及び会員事業所の運転業務従事者の運転マナー向上と交通安全思想の普及啓蒙を図り、以って交通事故を一件でも減らすことを目的として、第四十五回優良運転者表彰事業を実施しました。



盛会に開催された第52回通常総会

さらに、機関紙「北海道自家用新聞」を通じて交通事故防止と安全運転を呼びかける一方、職場での交通安全運動の一環としては、セーフティラリー北海道二〇〇六に参加するなど広く推進活動を行いました。

度一三六名を表彰、昭和三十七年第一回から延べ表彰者数は一、一、七八六名に上りました。

三、交通事故防止運動の実施

北海道運輸局旭川運輸支局、北海道警察旭川方面本部及び関係機関・団体と連携し、期別の交通安全推進運動、不正改造車を排除する運動、踏切事故防止運動及び街頭での交通安全指導などに積極的に参加、運転

者交通安全意識の向上に努めました。

平成十八年度は、官民総力を挙げた交通事故防止運動と交通事故死者数「全国ワーストワン」に戻らないという、地域住民の強い表れが結果は、発生件数、死者数、負傷者数ともに前年に比べ減少させることが出来ました。結果、道内の死者数は前年より二五人少ない二七七人とどまり、二年連続して「全国ワーストワン」を返上することが出来ました。

四、自動車整備管理者制度の推進

協会では、会員事業所等から整備管理者選任等届出の依頼を受け業務を行う一方、ホームページにて制度の概要、選任要件、資格要件、必要書類を始めとする選任に関する事項選任前研修の日程等を掲載、周知に務めました。

また、旭川運輸支局が開催する選

愛車の車検は当社におまかせください!

プロの技術で、安心快適カーライフ

専門のメカニックが入念に点検整備いたします

《営業品目》

- 車検整備 □分解整備
- 板金塗装 □自動車販売
- 自動車損害保険 □自動車リース

●ご一報ください。お車の引取り、納車いたします。また、代車も用意いたしております。

有限会社 **ナシオンオートファクトリー**

旭川市永山10条1丁目2-3
TEL(0166)26-1221
FAX(0166)26-2228

カーライフの
もしもをトータルサポート
北自共のカーパック

自動車共済・自賠償共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

北海道自動車共済協同組合 旭川支部
旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320

本部：札幌 他支部：札幌・函館・室蘭・釧路・北見・帯広
～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～
北自共・東北自共・関自共・中部自共・近畿自共・西自共

任前研修については、四回の開催で
一三名が受講、選任資格を得まし
た。協会では、受講者の申込み受付
研修資料の準備、会場の提供等を行
い、公益法人としてユーザーの利便
を図るとともに、円滑なる運輸行政
に協力しました。

近年、大型車両の事故が相次いで
いる中で、整備管理者業務はより一
層重要なものとなっております。協会
では、管理者及び従業員へ管理者業
務の重要性を呼びかけるとともに、
的確な業務を遂行できるように情報提
供と指導を行ないました。

五、会員並びに関係官庁及び諸団 体との連携強化

協会は、登録自動車のナンバープ
レート交付代行を始め、希望ナンバ
ー予約、封印取付受託、自動車リサ
イクル制度における預託業務など自
動車全般に係わる業務を行なってお
ります。本年度も関係官庁・関係団
体と連携を密に図り適切な業務処
理を行い、公益法人として会員及び
自動車ユーザーの利便向上に努め、
円滑なる運輸行政に協力いたしまし
た。

国が推進しているワンストップサ
ービスに関しては、平成二十年度に
利用目的の拡大を前提にしており、
動向の重視とユーザー利便を第一に
考え協会として取り組むべきところ
を熟慮し、利用拡大に協力すべく検
討しております。



自動車登録番号標交付実績対比表(枚)②

	一般プレート	希望プレート
17年度交付実績	58,860	26,739
18年度交付実績	55,745	26,284
増(△)減	△ 3,115	△ 455

自動車登録、検査関係申請件数表①

区分/年度別	18年度
新規登録	22,713
移転登録	37,772
変更登録	10,338
抹消登録	24,865
更正登録	12
自動車登録番号変更	1,626
登録事項証明書	7,794
検査証記入申請	1,454
自動車検査証再交付	1,197
その他	40,003
持込検査申請	38,957
指定検査申請	135,655
合計	322,386
前年同月計	321,030
増(△)減	1,356

る北海道自家用新聞に正確に情報を
掲載し、また、ホームページにお
いても情報提供し利便の向上に努め
ました。

今後とも、時代のニーズにさら
れるよう柔軟に、且つ慎重に関係官
庁及び関係団体と連携を協調し適切
に対応してまいります。

六、法令の周知徹底と輸送秩序の 確立

自動車を安全かつ円滑に使用する
ためには、定められた法令を遵守し
日常の運行にあたるのが最も大切
な事でありませう。

協会では自動車に関する最新動向
の情報を提供し、関係官庁、自動車
関係団体と諸活動に取り組み、自家
用自動車の輸送秩序を乱すことがな
い様、適正な使用と輸送の安全確保
の啓蒙活動に
努めるべく、
街頭検査では、
リーフレット
等を配布する
他、関係記事
を機関紙に掲
載する等あら
ゆる機会をと
りえ会員の皆
様に法令の周
知徹底と輸送
秩序の確立に
努めました。

七、車体検査の協力と諸登録に関 する事項

登録・検査書類の申請業務を行い、
正確かつ迅速な処理にて依頼者のサ
ービスに努めました。

登録業務では、新規登録から抹消
登録にいたる全ての申請手続きを行
いました。また、検査業務において
は、電話による検査予約受付から自
動車検査申請書の確認、指定検査申
請書の内容確認、構造変更及び緩和
申請の相談などに応じました。(表①)

八、自動車リサイクル料金の預託 収納・預託確認等業務

財団法人自動車リサイクル促進セ
ンターから預託確認団体として委託
を受け、既販車におけるリサイクル
料金の車検時預託収納及び預託確認
リサイクル券の代行発行等の業務を
適切かつ確実に遂行、自動車ユー
ザーの利便向上を図り、円滑なる運輸
行政に協力しました。

本年度の預託確認数は一九三、二
六〇件で前年比三・三％増、預託収
納件数は二〇、四六四件で前年比三
五・三％減という結果になりました。
これは、貨物自動車など一年毎の車
検車両が、制度初年度に預託が概ね
終了したことが要因となっております。

九、北海道自動車共済協同組合代理 店業務及び事故相談業務

協会では、北海道自動車共済協同
組合旭川支部として、自動車共済と
自賠責共済を取扱っております。今
年度、損害保険業界の厳しい状況の
中、各代理所に再度コンプライアン

十、自動車登録番号標交付代行及 び封印取付業務

国土交通大臣の指定を受けた自動
車登録番号標(ナンバープレート)
の交付代行として、自動二輪と軽
自動車を除く全車両のナンバープレ
ートの交付と申請に関わる手続きを
行いました。(表②) また、封印の
取付業務は、ユーザーの利便を図る
ため地方封印取付分室二箇所と連
携を図り、正確かつ迅速に施封を行
いました。取付車両は一六、四〇〇とな
りました。

十一、日常点検及び定期点検整備の 実施指導

自動車交通をとりまく状況は、交
通事故の増加及び大気汚染等環境問
題がますます深刻化し、自動車の安
全確保及び環境保全に対する社会的
要請が高まっております。

自動車の不具合による交通事故並
びに公害を防止するためには、自動
車ユーザー個々による自動車の適切
な維持管理が必要不可欠です。その
ため、日常点検及び定期点検整備は
「予防整備」とも言われ、道路運送
車両法の目的である「常に安全に運
行するため」欠かすことのできない
重要なものであり、同法では、これ
ら二点検整備を自動車ユーザーに対
し義務付けています。

十二、北海道自家用新聞の発行

協会と会員を結ぶ連絡機関紙とし
て発行しております「北海道自家用
新聞」は、協会からの連絡事項を始
め、道路運送車両法や道路交通法な
どの法律法令の改正内容、或いは自
動車を正しく使用・管理する上で必
要とする情報などを記事に取り上げ
提供、皆様にご利用頂いております。

新聞の編集等は、日常業務終了後
有志の職員で構成する新聞編集スタ
ッフが、皆様に必要とされ愛される
新聞を目指し日々行なっております。
各号ごとに編集会議を重ね、その号
の企画構成等を決定し、掲載記事を
作成、紙面構成を経て皆様にお届け
しております。今後も、連絡機関紙
としての使命を果たすべく、新聞ス
タッフはもとより組織を挙げ、皆様
に期待される充実した紙面作りを取
り組んでまいりますので、ご必読の上
お役立て頂ければ幸いです。ご了承
を申し上げます。

十三、フェリーの会員特別優待券 の交付

会員の福利増進を図るため、リベ
ラ株式会社と会員特別割引契約を締
結し、北海道と本州を結ぶ東日本フ
エリーの乗船運賃が十％割引となる
「自家用自動車協会会員特別優待券」
を交付しました。

協会では、会員の皆様に広く活用
していただくため、ホームページや
機関紙にPRを行い、地方の会員に
は電話にて優待券の郵送サービスも
行なっております。しかしながら、
今年度は会員制度の変更に伴う会員
の減少やフェリー会社の再編など
による就航航路の減少等の影響もあ
り三十四枚の発行にとどまりました。

十四、北海道自家用自動車協会 の活動展開

協会では今後も更に、自動車ユー
ザーへの不正改造車両の根絶、点検
整備の重要性についての指導、並び
に普及、啓蒙活動を展開して参りま
す。

十五、北海道自家用自動車協会 の活動展開

協会では今後も更に、自動車ユー
ザーへの不正改造車両の根絶、点検
整備の重要性についての指導、並び
に普及、啓蒙活動を展開して参りま
す。

十六、北海道自家用自動車協会 の活動展開

協会では今後も更に、自動車ユー
ザーへの不正改造車両の根絶、点検
整備の重要性についての指導、並び
に普及、啓蒙活動を展開して参りま
す。

十七、北海道自家用自動車協会 の活動展開

協会では今後も更に、自動車ユー
ザーへの不正改造車両の根絶、点検
整備の重要性についての指導、並び
に普及、啓蒙活動を展開して参りま
す。

十八、北海道自家用自動車協会 の活動展開

協会では今後も更に、自動車ユー
ザーへの不正改造車両の根絶、点検
整備の重要性についての指導、並び
に普及、啓蒙活動を展開して参りま
す。

十九、北海道自家用自動車協会 の活動展開

協会では今後も更に、自動車ユー
ザーへの不正改造車両の根絶、点検
整備の重要性についての指導、並び
に普及、啓蒙活動を展開して参りま
す。

社団法人 旭川地方自家用自動車協会 平成十九年度事業計画並びに予算

- 一、関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協調
- 二、自動車の検査、登録、輸送等に関する業務
- 三、自家用自動車に関する指導、調査、研究、統計等の資料
収集
- 四、自動車の日常・定期点検整備に関する指導、整備管理者
の選任届出に関する指導と選任前研修の開催
- 五、自動車交通事故防止啓蒙活動の推進、並びに関係団体へ
の協力
- 六、優良運転者表彰事業の実行
- 七、自動車登録一連番号標、自動車登録希望番号標の交付代
行業務
- 八、自動車登録番号標の封印委託取り付け業務
- 九、北海道自動車共済協同組合の支部業務、自動車損害賠償
責任保険の代理店業務、交通事故の相談業務
- 十、連絡機関紙(北海道自家用新聞)の発行
- 十一、個人情報保護の取組み
- 十二、その他、本会の事業目的達成に必要な業務

事業予算総額 三〇二、五七四、〇〇〇円

- 〇正会員 入会金 五〇〇〇円
- 年会費 三〇〇〇円
- 〇賛助会員 年会費 二〇〇〇円

社団法人 旭川地方自家用自動車協会 平成十九年度協会費の額並びに徴収方法

- 〇正会員 年会費 二〇〇〇円
- 〇賛助会員 年会費 二〇〇〇円

※正会員とは議決権を有し、一般法人(団体)の代表者、正会員から推
薦された者、その他個人等で当協会の所定の申込書と入会金、年会
費を納入した者。賛助会員とは議決権を有せず、当協会の所定の申
込書と年会費を納入した者をいう。

尚、会費納入には次の預金口座又は振替預金口座を御利用願います。

◇普通預金口座 北海道銀行旭川支店 番号 二九三五四八
◇振替預金口座 小樽預金事務所センター 小樽 〇二八七〇一七一一六八

前部もぐり込み防止装置 大型貨物に義務付け

国土交通省は、大型貨物自動車に前部もぐり込み防止装置(バンパー裏側にフレームを設置し、衝突の時に乗用車の強度部材を受け止める構造)を義務付けます。

国交省は日本国内の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成十年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、協定規則を段階的に採用しています。

今回新たに「前部もぐり込み防止に係る協定規則」及び「大型後部反射器に係る協定規則」を採用し、保安基準等を改正した。今年四月一日施行予定で、前部もぐり込み防止装置については、平成二十三年九月以降に生産の大型貨物自動車より装着義務付けが適用されます。

《導入背景》
車体と地上面との隙間が大きい大型貨物自動車等と乗用車等の比較的車高の低い自動車と衝突した場合、乗用車等が大型貨物自動車等の車体前部にもぐり込むことで、より大きな被害を受ける可能性がある。この被害軽減を目的として大型貨物自動車に前部もぐり込み防止装置を義務付けるとともに、寸法、強度等に関する基準を定められた。

《適用対象自動車》
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が三・五トンを超えるもの。

《適用除外車》
・被牽引車

道内12月末 車検拒否台数169台 登録車が全体の85%超

改正道路交通法による車検拒否制度が昨年六月からスタートして、十二月末までに二六九台が車検拒否となりました。この内登録車は、一四五四台で残り二四台が軽自動車でした。札幌管内が一三六台と最も多く八割を占めました。対象車両の大半は、違反金を一週間以内に納付し、車検を取得しています。自動車整備事業者にとっては、二月以降が本格的な車検繁忙期にあたるため車検拒否の続出を懸念しています。

改正道路交通法は、昨年六月から運転者が放置違反金を三十日内に納

・三輪自動車(前輪が一輪のものに限る)

・全輪駆動車

・前部もぐり込み防止装置を備えることによりその自動車本来の性能が損なわれる自動車

※除雪車(使用形態)・軌道兼用車(装備)・散水車(装備)・路面清掃車(装備)・給油車(マフラー前出し・装備)等を想定

※タンク車・コンクリートミキサー車については、走行性が低下する恐れがあるが、事故低減効果が大きく見込まれるため、取り付け高さの要件を緩和した上で基準を適用される。

自家用協会より 三月の登録は お早めに!

例年、三・四・五月は、自動車の登録・検査業務が一年のうちで最も集中する時期です。

特に三月は自動車の課税年度が変わることによって自動車の登録(抹消登録)が多くなり大変込み合います。

三月末窓口の混雑防止のためにも早めに登録手続きをお願い致します。

めない場合、使用者に納付命令や催告状が送付され、それでも納付していない車両に対して車検更新時に運輸支局窓口で車検拒否となります。警察庁から違反金納付情報が国土交通省に通知されるため、八月以降に車検拒否該当車が現れるとみられています。

管内別では、札幌一三六台(内軽自動車一七台、函館九台(二台)、室蘭八台(二台)、旭川七台(〇台)、帯広三台(〇台)、釧路三台(一台)、北見三台(二台)となっています。

《取付要件》

下端の高さ四〇〇mm以下、前輪からの距離四〇〇mm以下、車両総重量七・五トンを越える自動車については、自動車の使用形態が特殊であって、下端の高さを四〇〇mm以下に構造上取付けることが困難な自動車(タンク車・コンクリートミキサー車)にあつては、下端の高さを四五〇mm以下とする。前輪からの距離計測で、地上一・八mを超える部分は前輪に含めない。

素敵なカーライフを応援します

(社)旭川地方自家用自動車協会

自家用自動車協会は、自家用自動車ユーザーの利便とクルマ社会の健全なる発展に寄与するため組織された公益事業団体です。

自動車登録・検査の申請手続き、交通関係諸問題などについての相談や代行業務を行っております。

どうぞお気軽にご利用ください。

各種登録時に ご利用ください。

- クルマを売買した時
所有権を変更する登録(移転登録)が必要です。
- 住所・名前の変更をした時
引越越して住所が変わった時、各種登録には必要書類等がありますので、詳しくは当協会ホームページをご覧ください。
- 好きなナンバーをつけたい時
希望ナンバー予約センターに予約し、その後番号変更の手続きをすると付けられます。
- 車検証・ナンバーを紛失・毀損した時
再交付や番号変更の申請が必要です。
- クルマを利用しなくなった時
廃車の手続き(抹消登録)が必要です。

旭川支局
一般希望番号払い出し
トップ5



	3ナンバー	5ナンバー
1	3	2525
2	33	1122
3	1122	1212
4	5	1010
5	77	2001

あなたも愛車に好きなナンバーをつけてみませんか?
☆希望番号予約センター☆
(社)旭川地方自家用自動車協会
TEL 0166-51-1221
インターネットでも!!
<http://www.kibou-number.jp/>

小型二輪自動車 初回の車検二年から三年へ

平成十九年四月一日より小型二輪自動車(二五〇CC超)の初回新規検査の有効期間が、自家用乗用車と同様の三年となります。

二輪の車検期間の変更は、平成七年に車齢十年超の有効期間が延長となつて以来、十二年ぶりの改正となります。

改正の経緯

自動車検査証の有効期間は、自動車の保安基準への適合性を担保するため、平成十九年四月一日より小型二輪自動車(二五〇CC超)の初回新規検査の有効期間が、自家用乗用車と同様の三年となります。

今般見直しを行ったところ、車検を延長しても不具合率の増分は少ないなどの結論が得られ平成十八年、通常国会において成立した改正道路運送車両法により、初回に限り車検の有効期間が三年に延長されました。それに伴い自賠責保険期間も延長となり、三十七ヶ月契約では、二九〇七〇円。また重量税額は、七五〇円となります。



困ったときは、
JAFに
おまかせ!!

お近くの
JAF直通電話は
#8139
(有料)

2005年4月1日から三輪車のロードサービス開始!
自動車と二輪車の路上トラブルなど困ったときは、
全国ネットで年中24時間体制のJAFにお任せください。
会員証は必ず携帯してください。提示がなければ、会員としての特典がご利用できません。

お申込は、自動車ディーラーJAF指定工場・JAF取扱店又は支部窓口へ
社団法人 **日本自動車連盟(JAF)旭川支部**
〒070-8061 旭川市高砂台1丁目1-1
(0166) 69-2110・69-2111
(ロードサービス専用) (会員総務専用)

また、お電話にて事前にご確認
ください。
尚、郵送でのサービスも行って
おります。どうぞご利用ください。
<http://www.a-jikayo.or.jp/>
問い合わせ
(旭川地方自家用自動車協会)
〇一六六一五一一二二二